

## 瀬戸市情報公開審査会答申第9号

### 1 審査会の結論

「愛知県珪砂鉱業協同組合の瀬戸市紺屋田町、東印所町地内における埋蔵文化財発掘届け及びそれに対する愛知県教育委員会からの通知」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行なった一部開示決定のうち、異議申立ての対象となった「平成17年5月25日付け愛知県珪砂鉱業協同組合理事長より愛知県教育委員会あての埋蔵文化財発掘の届けについて」（以下「本件対象文書」という。）の開示部分について、別表に記載した部分については不開示とすべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 実施機関は、本件対象文書の開示請求に際し、本件対象文書中に第三者である異議申立人の情報が含まれることから、条例第9条第5項の規定に基づき、平成17年6月24日付けで異議申立人に対し、意見照会を行った。それに対する異議申立人の回答は「当組合が営業妨害を受けるから」という理由により「開示すると支障がある」とするものであった。
- (2) 実施機関は本件開示請求に対し、本件対象文書については「届出者の印影」及び「施工責任者の氏名」を除き、開示を行うとする一部開示決定処分を行い、「瀬戸市公文書の開示請求に対する許否の決定に係る第三者からの意見聴取等に関する要綱」第4条の規定により一部開示決定をした旨、平成17年7月1日付けで異議申立人に通知し、同じく開示請求者に対し開示を実施する旨の通知を行なった。
- (3) 異議申立人は、本件対象文書は「公にすることにより当組合が不利益を受ける」として、行政不服審査法第6条の規定により、平成17年7月8日付けで異議申立て兼執行停止の申し立てを行った。実施機関はこれを受け、行政不服審査法第48条の規定により準用する同法第34条第2項の規定に基づき、異議申立てについての決定を下すまでの間、本件一部開示決定処分の執行を停止し、その旨を平成17年7月15日付けで開示請求者及び異議申立人に対し通知した。

### 3 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第3条に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成17年7月1日付け17瀬文財第256号で実施機関が行なった一部開示決定処分について、この処分を取り消し、不開示を求めるものである。

#### (2) 異議申立ての主たる理由

ア

イ

ウ

エ このような状況の中で、当届出書が開示されると、内容を曲げて宣伝をする等、当組合は多大な不利益を被る。

#### 4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

ア 異議申立人は特定の開示請求者を想定しており、条例第3条に規定する開示請求権の非制限により、特定の開示請求者であることを理由に不開示とはならない。

イ ホームページへの掲載及び種々の妨害行為についても、条例には開示情報の使用についての制限規定はなく、開示情報の使用方法を理由に不開示とはならない。

ウ また異議申立人からは条例第4条第3号に規定する「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある」情報が本件対象文書にあるとする具体的な指摘はなく、本件対象文書中に異議申立人の技術上の秘密、営業活動上の秘密、信用力に関する情報、法人等の内部に関する情報など、開示することにより異議申立人の正当な利益を害する情報は含まれていないものと判断した。

エ 以上の理由により当該公文書のうち、愛知県教育委員会あて「埋蔵文化財発掘の届出について」と題する文書中の「届出者の印影」及び「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則に基づく土木工事等の届出の内容（本件対象文書中の別記一覧）」に記載された「施行責任者の氏名」を除き、開示を行うとする一部開示決定処分を行った。

#### 5 当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行なった。

- (1) 平成17年 7月15日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同 年 7月25日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同 年10月14日 実施機関からの説明聴取、審査
- (4) 同 年12月 2日 審査
- (5) 平成18年 1月10日 審査

- (6) 同 年 2 月 6 日 審査
- (7) 同 年 3 月 1 4 日 審査

## 6 審査会の判断の理由

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は異議申立人がその事業遂行にあたり、鉱物採掘事業地に埋蔵文化財が存在することから、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、実施機関を経由して愛知県教育委員会に提出された埋蔵文化財発掘の届出書である。

そこで、当審査会は実施機関から諮問のあった「平成17年5月25日付け愛知県珪砂鉱業協同組合理事長より愛知県教育委員会あての埋蔵文化財発掘の届けについて」の一部開示決定処分の妥当性について判断を行う。

### (2) 本件対象文書の内訳は次のとおりである。

- ア 愛知県珪砂鉱業協同組合から愛知県教育委員会あての届出文
- イ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則に基づく土木工事等の届出の内容
- ウ 珪砂第五鉱山（東印所・紺屋田地区）採掘計画の概要書
- エ 添付図面
  - ① 位置図
  - ② 現況平面図
  - ③ 防災・排水計画平面図
  - ④ 縦断面図、横断面図
  - ⑤ 当面2ヶ年間採掘予定区域

### (3) 不開示情報該当性について

本件対象文書は異議申立人の愛知県珪砂鉱業協同組合が作成した届出書類であり、ここに記載されている内容は全体として法人に関する情報である。また、本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書を公にすることにより法人の異議申立人自身が不利益を受けることを理由にしたものであることから、条例第4条第3号の不開示情報該当性について以下検討を行なう。

#### ア 愛知県教育委員会あての届出文

当該文書は届出書類の表紙となる愛知県珪砂鉱業協同組合から愛知県教育委員会あての届出文であり、原処分において不開示とされた届出者の印影を除き、当該文書に記載された情報には「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は認められない。

#### イ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則に基づく土木工事等の届出の内容

当該文書は、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則の第1条に規定する「発掘調査の場合の届出書の記載事項」の各項目を記載した一覧表である。当該文書に記載された情報は工事

の目的、工事の概要、着手予定時期等の工事を行う際に届出される一般的な事項及び周知の埋蔵文化財に関する情報が記載されているに過ぎず、条例第4条第3号に規定する「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は認められない。

ウ 珪砂第五鉱山（東印所・紺屋田地区）採掘計画の概要書  
当該文書の各項目について検討を行なう。

① 「採掘見込土量」以外の部分について

「計画区域の所在」には当該計画区域の土地の所在地番が記載されており、所在地番が明らかになることによる土地の取得等に影響を及ぼす可能性は否定できない。また、「採掘計画」、「採掘跡地整備計画」についても、採掘作業、運搬及び採掘跡地の整備に関する記載がされており、当該法人固有のノウハウが含まれる可能性はないとは言えない。しかしながら、当該事業においては採掘に関わる許認可手続は既に完了し、現に採掘が開始されているため、採掘区域の所在地番が明らかになることによる、本件事業者の正当な利益を害するおそれは、現時点においてはないと認められる。さらに、当概要書の「採掘見込土量」以外の部分については、異議申立人の愛知県珪砂鉱業協同組合が当該事業を行うにあたり、周辺地域住民に対し、計画の説明と理解を得るため、自ら説明資料として配布した資料に含まれる情報である。したがって、これらの情報には、秘匿して保護すべき正当な利益はないと解すべきである。以上のことから、当該部分には、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められない。

② 「採掘見込土量」について

ここには、当該法人が採掘を予定している鉱種ごとの土量が記載されており、当該事業における総鉱量が明らかになる情報である。

鉱種ごとの採掘量及び総鉱量については法人の資産に関する内部管理情報であり、通常公にされていない情報であると認められるため、不開示とすべきである。

ただし、土量の具体的な数字以外の「項目」及び「鉱種」の記載については、公にしても本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められない。

よって、当該情報については「項目」及び「鉱種」の部分については開示とし、「鉱種ごとの土量」の記載部分については不開示とすべきである。

エ 添付図面について

① 「位置図」、② 「現況平面図」、⑤ 「当面2ヶ年間採掘予定区域」

これらの図面は当該事業計画区域の平面図であり、当該事業の

採掘区域が示されている。採掘区域が公になることにより、土地の取得に影響を与える可能性が無いとは言えないが、前記ウ①で述べたとおり、当該事業においては採掘に関わる許認可手続は完了し、現に採掘が開始されていることから、採掘区域が明らかになることによる本件事業者の正当な利益を害するおそれは、現時点においては認められない。

また、採掘区域については異議申立人の愛知県珪砂鉦業協同組合が当該事業を行うにあたり、周辺地域住民に計画の説明と理解を得るため、自ら説明資料として配布した資料の中に含まれる情報であり、公にすることにより異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

② 「防災・排水計画平面図」

当該図面は、本件事業者が採掘事業地の排水処理等のため、どのような施設をどのように組み合わせ、どの位置に設置するかを示すものであり、本件事業者のノウハウを含む可能性を否定できない。

しかしながら、当該図面に記載された施設は周辺住民にとって防災上、関心の高い情報であり、たとえ当該図面に本件事業者のノウハウが含まれるとしても、このような情報を公にすることは、本件事業者にとっても、周辺住民等に対する不安感を取り除き、本件事業への理解を得るため必要な情報であると認められる。

よって、当該図面については開示すべきである。

③ 「縦断面図」、「横断面図」

当該断面図には埋設物の種類ごとの層が示されており、鉦物の種類ごとのおおよその採掘量が推測される可能性は否定できない。鉦種ごとの採掘量は前記ウ②で述べたとおり法人の資産に関する内部管理情報であり、通常公にされていない情報であると認められる。

よって、当該図面中、埋設物の種類ごとの層が記載された線及び数値については不開示とすべきである。

7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから上記1記載のとおり判断した。

別表

- 1 「珪砂第五鉦山（東印所・紺屋田地区）採掘計画の概要書」の「採掘見込土量」中、鉦種ごとの土量の記載部分
- 2 添付図面の「縦断面図」、「横断面図」中、埋設物の種類ごとの層が記載された線及び数値